

減免申請に関するQ&A (令和4年6月30日時点)

Q. 申請書の「主たる生計維持者」とは誰のことを指しますか？

(回答)

原則として国保加入者の世帯主の方となります。

主たる生計維持者である世帯主の方が国保加入者でない(擬制世帯主)場合、擬制世帯主の収入・所得の内容について減免要件に該当するか判断することになります。

国保加入者の世帯主以外の方が世帯の生計を維持している場合、世帯主変更ができない詳しい理由等を説明していただくとともに、「減免申請に係る主たる生計維持者についての申立書」を提出していただきます。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか？

(回答)

新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響により、売上減少、解雇等による失業、廃業等の収入減少を指します。

令和4年中に全く収入がない場合でも、毎月の売上台帳の記録、預貯金の口座の入金記録の提示を求める場合があります。

なお、令和元年中に自己都合の退職、懲戒解雇により収入減少が発生した場合等、明らかに新型コロナウイルス感染症の影響とは認められない場合は対象外となります。

Q. 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、「保険金等により補填される金額」に含まれますか？

(回答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等(給与収入、事業収入、不動産等収入)の計算に含めません。

Q. 主たる生計維持者の前年中の所得が0円(またはマイナス)であった場合、減免の対象となりますか？

(回答)

対象となりません。

減免額を求める計算において、前年中の所得額を乗じるため、計算の結果、減免額が0円となるためです。

Q. 申請の期限はありますか？

(回答)

申請は原則納期限までとなりますが、納期限を過ぎている場合は申請書に理由を記入してください。

また、今回の減免は令和4年度限りとされていますので、令和5年3月31日までに市へ減免申請書を提出していただく必要があります（令和5年3月31日を過ぎてからの申請は受け付けられません）。

Q. 減免の対象となっても、既に納付済みの国民健康保険税は還付されないのですか？

(回答)

原則、減免申請前に納付済の国民健康保険税は還付されませんが、やむを得ない事情のある場合は還付対象となることがありますので、詳細は申請時にご相談ください。

Q. 転入前の市区町村で新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少のため減免されていましたが、大網白里市でも改めて国民健康保険税の減免申請する必要があるのでしょうか？

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少を理由とし、転入前の市区町村で減免が決定されていたとしても、大網白里市で減免を受けるためには申請が必要となります。

Q. 「重篤な傷病」とは、どのような状態をいうのでしょうか？

(回答)

1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合です。入院期間だけでなく、宿泊施設の療養や自宅療養に係る期間も通算して構いません。

なお、令和4年4月1日時点で病状が回復している場合、要件の対象とは認められませんが、次のような場合は要件に該当します。

例) 令和4年3月に感染し、令和4年4月1日以降も療養が必要で、通算して1か月以上だった場合